

(外交防衛委員会)

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)

及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)(先議) 要旨

万国郵便連合(以下「連合」という。)は、国際郵便業務の効果的な運営により諸国民の間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的とする国際連合の専門機関である。二〇一二年(平成二十四年)九月から十月までカタールのドーハで開催された第二十五回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、「万国郵便連合一般規則」(以下「一般規則」という。)及び「万国郵便条約」(以下「条約」という。)が採択された。なお、同時に「郵便送金業務に関する約定」が採択された。

一、一般規則

この一般規則は、前文、本文五十八箇条及び末文から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 1 大会議等に招請されるオブザーバーについての規定を整備する。
- 2 連合の予算の効率的な執行のため、連合の事業計画案を実際に利用可能な財源と一致させた上で確定

する権限を管理理事会に付与する。

- 3 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、利用者の資金提供による補助機関を設立することができ旨規定する。

二、条約

この条約は、条約（前文、本文四十箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文十六箇条及び末文から成る。）から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 1 点字郵便物を盲人用郵便物に変更し、音声の形態等を含むこととする。
- 2 郵便業務に関する連合の保障基準の遵守について規定する。
- 3 個人情報の取扱いに関する規定を整備する。
- 4 現行の到着料の適用料率の引上げを行う。

なお、一般規則及び条約は、いずれも二〇一四年（平成二十六年）一月一日に効力を生じ、一般規則は無期限に、条約は次回の大会議の文書の効力発生の時まで、効力を有する。